

男鹿市条例第 16 号

男鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例

男鹿市火入れに関する条例（平成 17 年男鹿市条例第 153 号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
（火入れの中止） 第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合には</u>、速やかに消火しなければならない。	（火入れの中止） 第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された<u>ときは</u>、速やかに消火しなければならない。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。